

石巻市地域互助活動促進事業

石巻市では、地域共生社会の実現に向けた取り組みや次世代型地域包括ケアを推進するため、市民主体の団体が身近な地域において行う日常生活上の助け合い活動に対し助成金を交付します。



助成対象事業 ※原則年6回以上（2カ月に1回程度の定期的な活動）とすること

事業区分		内 容	活 動 例	限度額 (年額)
1	送迎支援	地域住民相互の支え合いにより、通院、買物、社会参加等で、交通手段の確保に困っている地域住民の車両による送迎	- 集いの場、通いの場への送迎 - コミュニティ・カーシェアリング活動 - 通院、買物ツアー、余暇活動等のための乗り合いによる送迎	12万円
2	買物支援	買物等で生活物資の調達に困っている地域住民に対する注文・買物の代行や配達などの互助的な支援	- 共同購入注文サポート - 買物代行活動 - 生活物資の配達活動 - 日曜市、ハザー等	6万円
3	見守り・助け合い活動	訪問による見守り、声かけ活動により、安否確認、信頼関係の構築、ひきこもりの防止を図る活動や助け合い活動	- 定期的な見守り、声かけ、訪問活動 - 孤立しがちな方への傾聴、安否確認 - 要配慮者等の社会参加促進活動 - 生活支援（ゴミ出し、清掃等） - 地域の相談支援機関につなぐ活動	6万円
4	交流活動	地域の集会所等を活用した多世代交流や座談会等（交流拠点における生活相談を含む）	- 多世代等の交流活動 - 交流活動の際に行う生活相談 - 地域生活上の課題を話し合う座談会	6万円
5	複合活動	2から4の事業を単独で実施できない場合、それぞれの区分に基づいた事業を組み合わせる活動		6万円
上記事業区分の活動を複数取組む場合の総限度額				18万円
6	イベント活動	広く地域住民に周知され、誰でも参加、交流できる活動（1から5までのいずれかの事業を実施すること）	夏祭りや敬老会、スポーツ大会等	3万円
イベント活動を加えた複数事業に取り組む場合の総限度額				21万円

※1 イベント活動のみの実施は助成対象となりません。

※2 事業期間は6カ月以上とし、事業の実績額が限度額に満たない場合は、実績額が助成されます。



助成対象期間

1 団体につき5カ年度



助成対象団体

市内に活動の拠点を置く日常生活上の助け合い活動を行う団体で、下記の要件を満たすこと。

- 1 市民主体で、構成員が5人以上であること。
- 2 会則、規約等を有すること。



助成対象経費

会場費、消耗品費、印刷代、茶菓代、謝礼（車両運転手への謝礼除く）、保険料、郵送料、ガソリン代、車両賃借料、公共交通（船、バス、鉄道）費、身分証作成費、腕章・スタッフジャンパー購入費等



助成申請受付期間

令和5年4月3日（月）～令和5年9月29日（金）



助成申請の方法

申請書に必要書類を添えて、下記窓口に持参してください。

必要書類

- 1 交付申請書（様式第1号）
- 2 事業計画書（様式第2号）
- 3 収支予算書（様式第3号）
- 4 会則、規約等の写し
- 5 団体構成員名簿（自治会、町内会は、役員及び事業従事者名簿でも可）

※交付申請書、事業計画書は下記窓口で配布しています。また、石巻市ホームページからダウンロードできます。

※郵送での受け付けは行っておりません。

【問合せ・申請窓口】

石巻市役所	保健福祉部	保健福祉総務課	TEL	95-1111(内線2463)
	河北総合支所	市民福祉課	TEL	62-2116
	雄勝総合支所	市民福祉課	TEL	57-2113
	河南総合支所	市民福祉課	TEL	72-2112
	桃生総合支所	市民福祉課	TEL	76-2111
	北上総合支所	市民福祉課	TEL	67-2113
	牡鹿総合支所	市民福祉課	TEL	45-2113

